

異 議 申 立 書

2013年3月12日

東京高等裁判所刑事部 御中

被 告 人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害、傷害被告控訴事件（平成24年（う）第1860号）について、2013年2月28日付けで勾留理由開示請求をしたところ（平成25年（て）第53号）、同年3月7日付けで却下決定がなされたが、同決定には不服であるから、異議を申し立てる。

上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

1 はじめに

原決定は、理由らしい理由を示すことなく、「勾留理由開示の請求は、同一勾留については勾留の開始せられた当該裁判所において一回に限り許されるものと解すべきである」（最決1954年8月5日）として、弁護人らの請求を不適法

とした。

憲法34条は、「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」と規定し、勾留理由開示公判を明文の規定で保障している。憲法34条を受ける形で、刑事訴訟法も82条から86条まで勾留理由開示に関する規定を設けている。憲法上はもとより刑事訴訟法上も時期的な制約や審級上の制約の規定はなく、単に回数を一回と限定しているに過ぎない（刑事訴訟法86条）。

原決定が引用する最高裁決定は、明文で制約する規定がないにもかかわらず、被告人の憲法上の権利である勾留理由開示公判の制約を意図しているから、その「合憲性」は厳格に吟味する必要がある。

2 勾留理由開示の意義

勾留理由開示公判は、不当な勾留を防止するため、公開の法廷で勾留の理由を開示することによって、勾留が適正に行われたか否かを世論の批判に晒すために設けられた制度である。

即ち、戦前は、勾留する理由がないにもかかわらず、単に身柄拘束をしたいがために勾留するという予防拘禁が広く行われたために、人権侵害が耐えなかった。このことの反省の上にとって、不当な拘禁を防止するという観点から、公開の法廷で裁判所に具体的に勾留理由を開示させ、世論の批判に晒ることによって、不当な勾留を防止しようとしたからにほかならない。

従って、現に勾留が続いている以上は、審級が原審であっても控訴審であっても、不当な勾留を防止するという要請に一切変わりはないから、原審の勾留状を発布した裁判所に限るべきではない。

また、起訴後の勾留は当初は2か月、その後は1か月毎の更新であるから（刑事訴訟法60条2項）、2か月を経過した後は、裁判所は毎月勾留の理由があるか否かを審査し、勾留する必要があると判断すれば勾留を取り消さなければならない。この勾留を継続する必要性があるか否かを係属裁判所は、毎月判断してい

るから、この判断が正しいか否かを、不当な勾留を防止するために世論の批判に晒す必要性がある。

不当な勾留を防止するという観点からすれば、勾留の開始時だけでなく、勾留の継続時であっても同様であり、殊更区別する必要はない。

3 本件事件の特殊性

本件事件では、原審と控訴審での勾留の基礎となる勾留の理由（被疑事実）が異なっている。原審では犯行時刻が起訴状と同じく「0時23分頃」であったが、原審判決は訴因の変更手続を経ることなく、「0時22分頃」と犯行時刻を勝手に1分早めている。1秒の誤差もない監視カメラの時刻を基に犯行時刻を割り出しているから、ここでの1分は単なる1分ではない。一連の動作の中で、勾留及び起訴の時点では犯罪とされた行為が犯罪でなくなり、犯罪でないとされた行為が犯罪とされたのであり、実質的に別個の事実である。

起訴時の勾留の更新であるなら、不当な勾留を防止するという観点から、まさにこの点を明らかにしなければならない。

4 結語

以上論じたことから明らかなように、原決定が引用する最高裁決定は、被告人の憲法上の権利である勾留理由開示公判を極めて恣意的に制限するものであり、違憲の決定であって破棄を免れない。直ちに勾留理由開示公判を行うべきである。